

平成31年3月5日開催

箕輪町農業委員会第13回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成31年3月5日(火) 午後3時4分から午後4時5分

2. 開催場所 交流センター研修室A・B

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による適格証明願について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

次 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様でございます。気候も春らしくなってきた。うめの花もそろそろか。昨日はある程度の雨が降り一安心している。皆様もあるに向けた準備を進めていると思うが、総会后各部会に分かれて、30年の反省、31年事業計画など話し合いを各部長中心にお願いしている。町としても、錯誤対策として水田を人・農地プラン認定農家等へ集約していくため、再生協議会より支援が付く仕組みを計画。各営農単位で検討いただき進めていただきたい。2月は多くの会議があった。特にファーマーズの集い、農業功績者、農業名人認定祝賀会は、農業委員会が主催する会であり、2次会に農業委員が少なかったのは残念なことである。是非、受賞者が参加している間は、大勢の方に参加いただくようお願いし、あいさつとします。

次 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第13回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会

は成立いたします。

2月の経過報告について申し上げます。

2月第12回総会を2月5日(火)に行い、農地法第3条2件、農地法第5条6件の転用案件について総会后6日付け許可書を交付しました。

農地法第5条2件の転用審議案件については、南信地区常設審議委員会において、長野県農業会議会長へ諮問を行い、2月15日に県常設審議委員会が開催され、当町での転用案件については問題なく許可が認められたため、18日付けで許可書を交付しました。

記載されていない内容について報告します。

2月19日ファーマーズの集い及び、農業功績者、農業名人祝賀会を開催しました。

2月25日認定農業者小委員会が行われました

3月転用案件現地確認を会長、会長代理、農地部会正副部長、当番委員で行いました。

役員会を午後1時30分から行いました。以上で2月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

12番鈴木健二委員・13番原義久委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。無償贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [] 「畑」 [] m²。

譲渡人は、[] にお住まいの [] さん。譲受人は南小河内 [] の [] 氏。譲渡人は相続で受けた土地ですが、遠隔地に住んでおり管理ができない状態であったため、譲受人に話をしたところ、父親と共に農業を行っており、今回農業経営の拡充を図ることとした。申請地は農振農用地区域外で、下限面積の5aの要件は満たしております。位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「田」 [] m²。

今回の申請地は、[] に売買により関さんが [] さんより購入し、現在に至る。今回 [] 氏より話があり正式に農地法3条の許可申請を行い、所有権移転登記を行うための申請となります。売買金額は、[] 円/坪です。

申請地は農振農用地区域内で、下限面積の30aの要件は満たしております。位置図は、4ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1番の案件を根橋英夫委員。

根橋委員 先日、申請人の父親が来て説明。遠い親戚より話があり、息子と相談し取得することとした経緯について話がありました。特に問題無いと感じます。

議 長 2番目の案件について、日野正章委員

日野委員 2月 ■■■■■さんが来て説明を受けました。現状も田として適正に管理されている為問題無いと判断しております。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

大槻委員 2つ目の案件についてですが、■■■■■所有農地で、■■■■■地区の農地が荒廃地となっている。現状の農地が適正に管理されていない状況で、新たに認めることはどうかと感じる。

北條委員 荒廃地について。石については、土留めとする。草については、11月頃対応したと言っていた。

議 長 ■■■■■は、昔から農地を取得しているが、管理ができていなかった。町内各地に農地を持っているが、現状について各地区の農業委員さんのご意見を伺いたい。

向山代理 富田にも農地が有るが、荒廃していたが、以前よりは、管理はされている。

向山委員 中原にもある。本年農振を外し、農転を行った。■■■■■所がある。

鈴木委員 荒廃している農地は、畑ですか。

大槻委員 畑です。土留めをいつまでにやるか確認してから許可を行ってもいいのでは。

議 長 荒廃農地を無くすこと。今後は荒廃農地の解消が行われていないと農地取得は認めない。

根橋委員 文書による取組は必要ないか

議 長

■■■■より一筆出してもらいように指示する。確約書を作ってもらい提出いただき許可とする方向でいく。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

1番の案件は、原案のとおり決定することとし、2番の案件は■■■■で許可をすることでご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。

日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をいたします。
共同住宅駐車場用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 ■■■■ 「畑」 ■■■■ m²

申請者は、木下 ■■■■ さん。

本件は追認案件ですが、現在に至る経過をご説明します。

平成18年頃、申請地付近を町が下水道工事を発注しています。当時、請負業者から申請地に現場事務所を置きたいとの申し出があり、■■■■さんは土地を貸しました。元々平な土地ではなかったことから、■■■■さんとしては返却後容易に耕作が行えるよう請負業者に整地を兼ねて盛土をしてもらったそうですが、業者が碎石を敷いた状態のまま工事完了後に返却されたとのこと。本来であれば、原因者である請負業者に対し、碎石の除去を求めるべきでしたが、当時、道路を挟んだ北側にある自己所有の共同住宅(6世帯)の入居者向け駐車場が不足していたため、用地交渉をしていたようですが、土地所有者の同意が得られなかったことや、申請地は土地の形質を変える必要がない状態で業者から返却されたことから今日まで駐車場として除外・転用しないまま利用してきてしまったようです。その後、農業委員会から違反転用である旨指摘を受けましたが、駐車場不足を解消する必要があるほか、今後申請地において耕作を行う意思がないことから、正式に農地転用したいとして申請がありました。

農地区分は概ね10ha以上の集団的農地の一部であるため、第1種農地に該当しますが、転用許可基準の「既存施設の拡張」に該当。(既存施設の敷地面積は603 m²あり、拡張面積は規定の2分の1を超えない為転用もやむを得ないと判断しております。

既存駐車場の収容台数は、普通車両7台、転用事業を行うことで、12台(1世

帯当たり2台)の収容が可能となります。

位置図は、1ページになります。

議案第2号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
櫻井克成委員。

櫻井委員

本人からは特に はありませんでしたが、農業振興係長より説明がありました。現状からみてもやむを得ないと判断しております。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 「畑」 m²。

住宅用地拡張に伴う申請です。

追認案件となりますが、経過の説明をしたいと思います。

昭和43年に亡 氏(譲受人 父)と、亡 氏(譲渡人 父が、 づつ共同出資して申請地を 氏が使用する目的で取得した。登記名義人は当時農地法の関係で 氏とした。

昭和44年に 氏が物置を建設し、以来現在まで物置用地、隣地 にある住宅の効用を果たす為の土地として、現在 氏が占有している。当時の約束であった 氏に支払う売買契約が成立したため、今回所有権移転と併せ転用手続きを行うもの。

農地区分は、第一種住居専用区域内の農地第3種農地に該当。

位置図は4ページとなります。

2つ目の案件です。使用貸借による申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 「田」 [] m²

住宅用地に伴う申請です。

借受人は、現在借家住まいで、今回持家建築（分家）を目的とした計画で、実家の隣の父所有農地の使用貸借を計画。貸付人は、子供家族の計画に賛同するとともに、農業経営縮小を図る。

農地区分は、上下水道埋設の4m以上の道路に接していて、北小学校、小野歯科医院より500m以内の農地、第3種農地に該当。

位置図は、6ページとなります。

3つ目の案件です。売買による所有権の移転申請です。売買金額は、隣接した宅地と併せて [] 万円です。

土地の所在は、中箕輪 字 [] 「畑」 [] m²

住宅用地に伴う申請です。

譲渡人は、借家で生活しているが、将来の為に夫婦それぞれの勤務先の間にあたる箕輪町内で小学校など公共施設に近い場所で住宅用地を探していた。譲り渡し人は、相続で受けた土地で、遠方に暮らしている為土地の有効活用を考え売ることとした。

農地区分は用途地域内、第一種中高層住居専用区域に該当。第3種農地に区分される農地であります。

位置図は、10ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権の移転申請です。売買価格は、坪 [] 円であります。

土地の所在は、中箕輪 [] 外筆 「田」 [] m²

宅地分譲3区画に伴う申請であります。

譲受人は、申請地は、生活居住地として環境が良く、交通の利便性を満たしており、住宅用地としては最適である為計画。譲渡人は、相続で受けた土地の有効活用を為売ることとした。

農地区分は、用途地域、第一種中高層住居専用区域に該当。第3種農地。

位置図は、14ページになります。

5つ目の案件です。使用貸借に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 [] 外筆 「田」 [] m²

住宅用地に伴う申請であります。

借受人は、現在借家住まいで、両親の住宅に地続きの祖父所有の農地を使用貸借して、自己所有住宅を計画するもの。祖父は、孫の話に賛同し農地を提供することとし、併せて農業経営縮小を図るもの。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の一部、第1種農地に該当。許可基準の集落に接続して計画される住宅であるため許可もやむを得ないと判断します。

位置図は、19ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

ご審議をよろしくお願いいたします。議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番案件について北條眞一委員。

北條委員 [] がきて説明。譲渡人とは、叔父さん、甥の関係。名義変更を行いたい為申請。現況と変わらない為問題無いと判断しております。

議 長 2番目の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 [] と現地にて説明。息子さんが帰ってくるということで、人口増となるし他の農地への影響など考えられない為問題無いと判断しております。

議 長 3番目の案件について、原義久委員。

日野委員 先月 [] の代理の方が来て説明を受けました。特に問題無いと判断しております。

議 長 4番、5番目の案件について、日野正章委員。

日野委員 4番の案件について、[] 担当者が家に来て説明を受けました。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。

5番の案件について、2月15日、申請人の父親より説明。申請地の西の農地も [] であり、問題無いと判断しております。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決

定しました。

日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による適格証明願いについて ご説明をいたします。

こちらの案件につきましては、競売にかかった農地について、裁判所への入札資格があるかどうかということに対して証明をするものでございます。土地の所在は、中箕輪■■■■ 地目「畑」面積■■■■㎡と中箕輪■■■■ 地目「畑」面積■■■■㎡の2筆になります。競売農地は農振農用地区域外で3条の下限面積5aの要件を満たしているか等もご審議していただくものでございます。願出者は、松島にお住まいの■■■■さんです。入札の対象となっている農地へは、接道がなく、宅地からの進入しか方法がない。その為、隣地の宅地・居宅と同時に取得し、野菜の作付を行いたいと考えている。裁判所へは入札の申請書と一緒に農業委員会からの敵格証明書を添付して入札に参加をし、落札した場合には、農地法第3条の申請をしていただくという手続きになります。

なお、今回の案件に関しましては、競売参加申し込みの期限が、総会後の場合間に合わない為、事前に役員へ説明を事務局より行い、問題無いと判断したため、証明書は交付しております。

説明は以上になります。ご審議をよろしく願います。

議長

ただいま事務局から説明がございました。これに対しまして、発言等ございましたら、お出しをいただきたいと思えます。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

畑 62,960 m² となります。

2 ページから 4 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、平成 31 年 3 月 6 日から平成 41 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

5 ページから 6 ページは、借り手の状況となります。

5 ページは、木下の■■■■さんで、「畑」 28 筆 37,950 m² となります。

6 ページは、木下の■■■■さんで「畑」 14 筆 25,010 m² となります。

お二人とも酪農家さんとなります。

議案第 5 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第 5 号を採決いたします。

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

一同 異議なし

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 7 議案第 6 号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

初めに①につきましてお願いします。

1 ページは、総括表となります。

田 76,848 m²、畑 44,082 m² 計 120,930 m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

2 ページは、1 年新規 2 筆 田 807 m²

3 ページは、3 年新規 4 筆 田 2,509 m²、1 筆 畑 473 m²

合計 2,982 m²

4 ページは、3 年継続 6 筆 田 6,484 m² 1 筆 畑 882 m²

合計 7,366 m²

5 ページから 8 ページは、5 年新規

45 筆 田 38,636 m² 11 筆 畑 8,421 m²

合計 47,057 m²

9 ページは、5 年継続 4 筆 田 3,577 m² 1 筆 畑 1,999 m²

合計 5,576 m²

10 ページは、6 年新規 4 筆 田 2,755 m²

11 ページから 12 ページは、10 年新規

23 筆 田 22,080 m² 6 筆 畑 10,511 m² 合計 32,591 m²

13 ページから 14 ページは、10 年継続 17 筆 畑 21,796 m²

となります。

続きまして、②農用地利用集積円滑化事業分に関しまして説明いたします。

1 ページは総括表となります。

畑 1 筆 1,727 m²となります。

2 ページは貸し手の状況となります。今回は、1 名の方についての設定となっております。

3 ページは借り手の状況となります。

3 ページは、諏訪の藤森尚さんで、畑 1 筆 面積 1,727 m² となります。

作付は、果樹となります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

鈴木委員

議案番号 17 番につきまして取り下げでお願いしたい。

事務局

了解

議 長

その他発言ございますか。

発言が無いようですので、質疑を終結いたします。議案第 4 号を採決いたします。議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、17 番と取り下げしたもので認めることにご異議ございませんか。一同 異議なし

議 長

日程第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

1 月、2 月に届出のあったものが 7 件ございました。

次期耕作者が決まっているものが、2 件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の1月の受付分になります。全部で10件ございました。町内お住まいの方が主ですが、伊那市の方がお二人おります。複数筆ある方が多い状況でありますので、地元の農業委員さんも注意していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

議長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

12 番

13 番
